

評議員選挙要項（改定案）

1. 選出する評議員の人数：20 名
2. 選挙で選出する評議員の任期：選挙翌年の1月1日から3年間
3. 選挙権のある会員：選挙実施年の8月末日までに入会した正会員
4. 被選挙権のある会員：選挙実施年の8月末日までに入会した正会員
5. 投票の日程・方法
  - 1) 次の日程でおこなう。

候補者名簿・投票用紙等発送：9月最終週

投票期間：名簿・投票用紙等発送日から1ヶ月間
  - 2) 投票は、選挙管理委員会から郵送された投票用紙に、同時に郵送される被選挙人名簿の中から5名以内を選んで連記し、無記名でおこなう。
  - 3) 記入した投票用紙は投票用紙封入用封筒に入れ、更に郵送用封筒に入れて本会事務局に郵送する。郵送以外の方法での投票は認めない。
  - 4) 定められた投票用締め切り日必着とし、それ以降に本会事務局に届いたものは無効とする。
  - 5) 本会事務局では郵送された投票用紙入り封筒を開票まで厳重に保管する。
6. 開票の日時・場所・方法
  - 1) 開票の日時・場所は選挙管理委員会が決定し、選挙公示の際に公表する。
  - 2) 開票は選挙管理委員立ち会いの下でおこなう。会員は誰でもこれに立ち会うことができる。立ち会いを希望する会員は開票日の前日（17時）までに事務局に連絡する。
  - 3) 得票者中の上位の者より順に20名を選出する。同数得票者については、会員番号の若い者を上位とする。
7. 当選者への通知，当選辞退：
  - 1) 当選者には郵便で通知する。
  - 2) 当選通知を受けた会員は，評議員就任の諾否を定められた期日までにファクシミリまたはメールにて事務局に連絡する。当選辞退者を生じた場合は，次点者から順に繰り上げ当選とし，郵便で通知する。繰り上げ当選通知を受けた会員は，定められた期日までに評議員就任の諾否をファクシミリ又はメールにて事務局に連絡する。
8. 当選確定者の公表：当選者確定後，すみやかに本会Webサイトに掲載する。